

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 2 月 1 6 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課  
東京 消 防 庁 ・ 指 定 都 市 消 防 本 部 } 御 中

消 防 庁 予 防 課

### 二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について

消防庁では、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年3月31日付け消防予第156号・消防危第50号及び平成22年5月11日付け消防予第201号）により、消防機関等が収集した情報について報告を受けているところです。上記通知に基づき、所轄消防本部より昨年8月に東京都内で発生した二酸化炭素消火設備の放出事故についての報告を受け、当庁では直ちに消費者庁へ通知するとともに、ホームページにおいて公表する等の対応を行いました。

その後、事故に関する原因究明について、所轄消防本部において調査を進めてきたところですが、この度、調査結果として消火剤貯蔵容器の容器弁の封板が経年劣化のため腐食していたことが原因であるとの報告を受けました（別添参照）。

不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器の容器弁については、経年劣化や腐食に起因する誤放出等を未然に防止するため、「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」（平成21年3月31日付け消防予第132号）により、点検要領上、設置から一定年数を経過したものに対し安全性に関する追加的な点検を行うこととされています。

各消防本部におかれましては、今回事故の発生を踏まえ、今後の立入検査や消防用設備等点検結果報告書の受領等の機会をとらえ、防火対象物の関係者及び点検業者等に対して、当該点検要領に基づいた適正な維持管理について周知を図っていただきますようお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いいたします。

なお、社団法人日本消火装置工業会及び財団法人日本消防設備安全センターを通じ、消火設備の点検業者に対してもこの旨周知していますので、申し添えます。

消防庁予防課

担当：塩谷、大歳

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

## 事故概要

発 生 日	平成22年8月5日(木)
場 所	東京都
負 傷 者	なし
事 故 概 要	地下1階ポンベ室に設置した二酸化炭素貯蔵容器から二酸化炭素が放出したものの。
事 故 原 因	経年劣化により、二酸化炭素貯蔵容器の容器弁封板外側が腐食し、封板の板厚が減少。これにより、容器内圧に耐えられなくなり、延性破壊による亀裂が生じ、二酸化炭素が放出された。 当該二酸化炭素消火設備は設置後35年が経過していたが、容器弁の安全性に関する点検を実施していなかった。